

平成16年第1回佐渡市議会臨時会会議録（第2号）

平成16年4月30日（金曜日）

議事日程（第2号）

平成16年4月30日（金）午後3時00分開議

第1 議会選第1号

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議会選第1号
- 追加日程第1 会議録署名議員の指名
- 追加日程第2 議会選第2号
- 追加日程第3 議会議第1号
- 追加日程第4 発議案第1号
- 追加日程第5 発議案第2号
- 追加日程第6 発議案第3号
- 追加日程第7 議会議第2号
- 追加日程第8 議会議第3号
- 追加日程第9 議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～議案第24号）

出席議員（59名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
22番	岩崎隆寿君	23番	高野庄嗣君
24番	羽入高行君	25番	中村良夫君
26番	石塚一雄君	27番	若林直樹君
28番	田中文夫君	29番	金子健治君
30番	村川四郎君	31番	高野正道君
32番	名畑清一君	33番	志和正敏君

34番	金山教勇君	35番	白木善祥君
36番	渡邊庚二君	37番	佐藤孝君
38番	金光英晴君	39番	葛西博之君
40番	猪股文彦君	41番	川上龍一君
42番	本間千佳子君	43番	大場慶親君
44番	金子克己君	45番	大本間武雄君
46番	根岸勇雄君	47番	牧野秀夫君
48番	近藤和義君	49番	熊谷夫実君
50番	本間勇作君	51番	祝優雄君
52番	兵庫稔君	53番	梅澤雅廣君
54番	竹内道廣君	55番	渡部幹雄君
56番	大澤祐治郎君	57番	肥田利夫君
58番	加賀博昭君	59番	岩野一則君
60番	浜口鶴藏君		

欠席議員（1名）

21番 加藤真君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	総務課長	親松東一君
市民課長	清水紀治君	企画情報課長	齋藤英夫君
建設課長	佐藤一富君	水道課長	植野研一君
農林水産課長	斉藤博君	観光商工課長	斎藤正君
財政課長	浅井賀康君	社会福祉課長	熊谷英男君
環境保健課長	仲川正昭君	医療課長	木村和彦君
会計課長	粕谷達男君	農業委員会事務局長	渡辺兵三郎君
教育委員会 学校教育課長	古田英明君	教育委員会 生涯学習課長	松田芳正君
教育委員長	豊原久夫君	教育長	石瀬佳弘君
選挙管理委員会 委員長	西村泰弘君	選挙管理委員会 事務局長	仲川敏明君
消防長	加藤侑作君	両津支所長	佐々木文昭君
相川支所長	大平三夫君	佐和田支所長	中川義弘君

新穂支所長	末	武	正	義	君	畑野支所長	宇	治	秀	三	郎	君
真野支所長	逸	見	政	義	君	小木支所長	菊	地	賢	一		君
羽茂支所長	青	木	典	茂	君	赤泊支所長	中	川	逸	郎		君

事務局職員出席者

事務局長	佐	々	木		均	君	事務局次長	山	田	富	巳	夫	君
議事調査係長	中	川	雅	史	君		庶務係長	加	賀	千	年		君

午後 3時00分 開議

○臨時議長（渡邊庚二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 議会選第1号

○臨時議長（渡邊庚二君） 日程第1、議会選第1号 佐渡市議会議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（渡邊庚二君） ただいまの出席議員数は59名です。

投票用紙を配付させます。

なお、現時点では佐渡市議会事務局規程が公表されておりませんが、投票用紙には議会印が押してあります。これは、投票用紙の正確さを期すためのものでありますので、ご了承願います。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（渡邊庚二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（渡邊庚二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（渡邊庚二君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投票〕

○臨時議長（渡邊庚二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（渡邊庚二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（渡邊庚二君） 開票を行います。

佐渡市議会会議規則（案）第31条第2項の規定により、立会人に1番、松本展国君及び60番、加賀博昭君を指名します。

よって、両君の立ち会いをお願いします。

それでは、開票を行います。

〔開票〕

○臨時議長（渡邊庚二君） 選挙の結果を報告します。

投票総数59票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票57票、無効投票2票。

有効投票中、浜口 鶴蔵君 36票
大澤祐治郎君 17票
梅澤 雅廣君 3票
中村 良夫君 1票
白 票 1票
他 事 記 載 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は15票です。

よって、57番、浜口鶴蔵君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました浜口鶴蔵君が議長におられますので、本席から会議規則（案）第32条第2項の規定による告知をします。

議長のあいさつをお願いいたします。

〔議長 浜口鶴蔵君登壇〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまは議員各位のご推挙により、議長に選ばれたことは、まことに身に余る光栄とするところであります。もとより浅学非才でありますゆえに、この重責をひしひしと感じております。議会は言うまでもなく、会議によって市政の重要な事項を決定する機関でありますから、その主催者たる議長の職責は、極めて重大であることを痛感しているところであります。まことに不敏ではありますが、私は市民代表である全議員の意思を尊重し、あくまでも議会が公正に、公平かつ円満のうちに運営されるよう及ばずながら誠心誠意努力してまいりたいと思っております。地方分権時代が本格化する中、地方みずから足腰の強い体制整備が望まれている今日、国では三位一体の改革が進む中、議会と行政は常に車の両輪でなければなりませんから、これからの財政運営にとり組みでいかなければならないと考えているところであります。市民各位におかれましては、何とぞご協力のほど心からお願いを申し上げて、議長就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（渡邊庚二君） それでは、浜口議長、議長席にお着き願います。

以上をもちまして、私の臨時議長としての職務は終わりました。皆様のご協力まことにありがとうございました。（拍手）

〔議長、議長席に着く〕

○議長（浜口鶴蔵君） 事務局と打ち合わせがありますので、暫時休憩します。

午後 3時23分 休憩

午後 4時15分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延刻いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。

既にお手元に配付してあります日程表のとおり、本日の日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付してあります日程表のとおり、本日の日程に追加し、議題とします。

追加日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浜口鶴蔵君） 追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則（案）第80条の規定によって、1番、松本展国君及び60番、加賀博昭君を指名します。

追加日程第2 議会選第2号

○議長（浜口鶴蔵君） 追加日程第2、議会選第2号 佐渡市議会副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員数は59名であります。

投票用紙を配付させます。

なお、現時点では佐渡市議会事務局規程が公表されておりませんが、投票用紙には議会印が押してあります。これは、投票用紙の正確さを期するためのものでありますので、ご了承願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 開票を行います。

佐渡市議会会議規則（案）第31条第2項の規定により、立会人に2番、大石惣一郎君及び59番、肥田利夫君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

それでは、開票をお願いします。

〔開 票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 選挙の結果を報告します。

投票総数59票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票59票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、岩野 一則君 33票

末武 栄子君 21票

白木 善祥君 2票

中村 良夫君 1票

大澤祐治郎君 1票

岩崎 隆寿君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は15票です。

よって、55番、岩野一則君が副議長に当選されました。（拍手）

ただいま副議長に当選されました55番、岩野一則君が議場におられますので、本席から会議規則（案）第32条第2項の規定によって告知をします。

副議長のあいさつをお願いします。

〔副議長 岩野一則君登壇〕

○副議長（岩野一則君） 今ほど副議長に当選をさせていただきました岩野でございます。もとより浅学非才ではございますが、皆様方のお力をおかりしまして、副議長の重責を全ういたしたいと思っております。また、議長のもと一生懸命頑張って議長を支えてもいきたいと思っております。何分よろしくお願いをいたします。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜口鶴蔵君） ここで暫時休憩します。

午後 4時34分 休憩

午後 5時10分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3 議会議第1号

○議長（浜口鶴蔵君） 追加日程第3、議会議第1号 議席の指定を行います。

議席については、佐渡市議会会議規則第4条第1項の規定によって議長が定めることになっておりますので、59番を副議長、60番を議長、その他議員については、多選議員を後方の席とすることとします。

議席番号を職員に朗読させます。

○事務局長（佐々木 均君） それでは、1番から読み上げていきますので、よろしくお願いいたします。

1番	松本 展国	2番	大石惣一郎	3番	本間勘太郎
4番	中村 剛一	5番	臼杵 克身	6番	島倉 武昭
7番	木村 悟	8番	稲辺 茂樹	9番	金田 淳一
10番	臼木 優	11番	山本伊之助	12番	浜田 正敏
13番	廣瀬 擁	14番	大谷 清行	15番	小田 純一
16番	末武 栄子	17番	小杉 邦男	18番	池田 寅一
19番	大桃 一浩	20番	中川 隆一	21番	加藤 真
22番	岩崎 隆寿	23番	高野 庄嗣	24番	羽入 高行
25番	中村 良夫	26番	石塚 一雄	27番	若林 直樹
28番	田中 文夫	29番	金子 健治	30番	村川 四郎
31番	高野 正道	32番	名畑 清一	33番	志和 正敏
34番	金山 教勇	35番	臼木 善祥	36番	渡邊 庚二
37番	佐藤 孝	38番	金光 英晴	39番	葛西 博之
40番	猪股 文彦	41番	川上 龍一	42番	本間千佳子
43番	大場 慶親	44番	金子 克己	45番	本間 武雄
46番	根岸 勇雄	47番	牧野 秀夫	48番	近藤 和義
49番	熊谷 実	50番	本間 勇作	51番	祝 優雄
52番	兵庫 稔	53番	梅澤 雅廣	54番	竹内 道廣
55番	渡部 幹雄	56番	大澤祐治郎	57番	肥田 利夫
58番	加賀 博昭	59番	岩野 一則	60番	浜口 鶴蔵

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 議席はただいまの朗読のとおり決定しました。

直ちに各自の氏名票を持って議席の移動をお願いします。

〔各員着席〕

追加日程第4 発議案第1号

追加日程第5 発議案第2号

追加日程第6 発議案第3号

○議長（浜口鶴蔵君） 追加日程第4、発議案第1号 佐渡市議会会議規則の制定についてから追加日程第6、発議案第3号 佐渡市議会事務局設置条例の制定についてまでを一括議題とします。

一括議題とすることに対してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

追加日程第4から第6号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

梅澤雅廣君。

〔53番 梅澤雅廣君登壇〕

○53番（梅澤雅廣君）

発議案第1号

佐渡市議会会議規則の制定について

佐渡市議会会議規則を地方自治法第111条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年4月30日

提出者	佐渡市議会議員	梅澤雅廣
賛成者	〃	渡部幹雄
〃	〃	竹内道廣
〃	〃	小杉邦男
〃	〃	猪股文彦
〃	〃	本間千佳子

提案理由、本発議案は地方自治法第120条の規定に基づき、新生佐渡市議会の会議の議事手続、議会における選挙、請願、陳情、議員の辞職、資格決定、規律、懲罰等の議会運営に関する一般的な手続及び内部規則等を定め、公正で効率的な議会運営を図るための規則を制定するものであります。規則案については別添のとおりであります。

発議案第2号

佐渡市議会委員会条例の制定について

佐渡市議会委員会条例を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年4月30日

提出者	佐渡市議会議員	梅澤雅廣
賛成者	〃	渡部幹雄
〃	〃	竹内道廣
〃	〃	小杉邦男
〃	〃	猪股文彦
〃	〃	本間千佳子

提案理由、本案は先ほどの会議規則に定めるもののほか、常任委員会等の設置、名称、委員定数、所管事項、委員の任期、委員の選任方法、正副委員長に関する規定、招集、定足数、表決、公聴会の開催などについて定めるものであります。条例案については、別添のとおりであります。

発議案第3号

佐渡市議会事務局設置条例の制定について

佐渡市議会事務局設置条例を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年 4月30日

提出者	佐渡市議会議員	梅 澤 雅 廣
賛成者	”	渡 部 幹 雄
”	”	竹 内 道 廣
”	”	小 杉 邦 男
”	”	猪 股 文 彦
”	”	本 間 千 佳 子

提案理由、本案は地方自治法第138条第2項の規定に基づき、佐渡市議会に議会事務局を設置するための条例を制定するものであります。条例案は別添のとおりであります。

以上3案を一括上程いたしますので、ご賛同のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上。

○議長（浜口鶴蔵君） これから議案の順序に従いまして質疑を行います。

発議案第1号 佐渡市議会会議規則の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第2号 佐渡市議会委員会条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第3号 佐渡市議会事務局設置条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 佐渡市議会事務局設置条例の第4条についてお尋ねしておきます。

これは、条例第38号ということになっておりますから、これでいきますと、定数条例は6ということになります。議会内部の協議を重ねた結果、これについては後刻修正を含んで今議会中に新たな発議をして検討するというふうに承知をしておるが、そのように承知してよろしいか。発議案提案者に質問いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

梅澤雅廣君。

○53番（梅澤雅廣君） ただいま加賀議員のご指摘、質問のとおりであります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議案第1号から第3号まで一括して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 5時23分 休憩

午後 9時27分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

追加日程第7 議会議第2号

○議長（浜口鶴蔵君） 追加日程第7、議会議第2号 佐渡市議会議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩します。

午後 9時27分 休憩

午後 9時27分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、

猪股文彦君 石塚一雄君 大桃一浩君

稲辺茂樹君 祝優雄君 金子克己君

近藤和義君 小田純一君 本間千佳子さん

を議会運営委員に指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はただいま読み上げたとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 9時28分 休憩

午後 9時28分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

議会運営委員会で正副委員長の互選を行い、その結果を議長に報告願います。

休憩します。

午後 9時28分 休憩

午後 9時28分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われた議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について報告します。

議会運営委員会委員長 40番 猪股文彦君

副委員長 26番 石塚一雄君

以上です。

暫時休憩します。

午後 9時28分 休憩

午後 9時29分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

○事務局長（佐々木 均君） 事務局からご説明申し上げます。

今加賀議員がおっしゃいました議会議第2号の裏面でございます。第4条の第2項議会運営委員の定数は10人とするというふうになってございます。これは、るる協議した結果、12人以内ということになりました。事務局の方の間違いでございまして、訂正させていただきたいと思っております。「12人以内とする」でございまして、おわびして訂正申し上げます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩します。

午後 9時29分 休憩

午後 9時31分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

追加日程第8 議会議第3号

○議長（浜口鶴蔵君） 追加日程第8、議会議第3号 佐渡市議会常任委員会委員の選任についてを行います。

暫時休憩します。

午後 9時31分 休憩

午後 9時31分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。常任委員の選任については佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、15人を総務文教常任委員会委員に指名します。名前を読み上げます。

大澤 祐治郎 君	肥田 利夫 君	大桃 一浩 君
羽入 高行 君	松本 展国 君	浜口 鶴蔵
中村 良夫 君	葛西 博之 君	金田 淳一 君
渡部 幹雄 君	白杵 克身 君	白木 善祥 君
本間 武雄 君	竹内 道廣 君	金山 教勇 君

15人を厚生常任委員会委員に指名します。名前を読み上げます。

廣瀬 擁 君	加賀 博 昭 君	兵庫 稔 君
島倉 武 昭 君	岩崎 隆 寿 君	池田 寅 一 君
稲辺 茂 樹 君	白木 優 君	岩野 一 則 君
田中文 夫 君	根岸 勇 雄 君	金光 英 晴 君
中川 隆 一 君	熊谷 実 君	梅澤 雅 廣 君

15人を産業経済常任委員会委員に指名します。名前を読み上げます。

木村 悟 君	大石 惣一郎 君	石塚 一 雄 君
末武 栄 子さん	高野 正 道 君	若林 直 樹 君
金子 健 治 君	本間 勘太郎 君	名畑 清 一 君
渡邊 庚 二 君	川上 龍 一 君	大場 慶 親 君
村川 四 郎 君	中村 剛 一 君	本間 千佳子 君

15人を建設常任委員会委員に指名します。名前を読み上げます。

猪股 文 彦 君	牧野 秀 夫 君	志和 正 敏 君
浜田 正 敏 君	大谷 清 行 君	山本 伊之助 君
本間 勇 作 君	金子 克 己 君	祝 優 雄 君
高野 庄 嗣 君	近藤 和 義 君	小杉 邦 男 君
加藤 真 君	小田 純 一 君	佐藤 孝 君

以上を各常任委員会委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

したがって、常任委員はただいま読み上げたとおりの選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 9時36分 休憩

午後 9時36分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

それぞれの委員会で正副委員長の互選を行い、その結果を議長に報告願います。

休憩いたします。

午後 9時37分 休憩

午後 9時37分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われた常任委員会における正副委員長の互選の結果について報告します。

総務文教常任委員会委員長 39番 葛西博之君

副委員長 24番 羽入高行君

厚生常任委員会委員長 49番 熊谷 実君
副委員長 22番 岩崎隆寿君
産業経済常任委員会委員長 29番 金子健治君
副委員長 4番 中村剛一君
建設常任委員会委員長 37番 佐藤 孝君
副委員長 23番 高野庄嗣君

以上です。

ここで暫時休憩します。

午後 9時38分 休憩

午後 9時46分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 会議を開きます。

追加日程第9 議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～議案第24号）

○議長（浜口鶴蔵君） 追加日程第9、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市役所の位置を定める条例ほか314件の条例）から議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度佐渡市一般会計暫定予算ほか12件の暫定予算）までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議長から言われました提案理由を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市役所の位置を定める条例ほか314件の条例）、本案は佐渡市の設置に伴い、行政を運営する上において、必要な315件の条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものにつきまして、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

佐渡市の例規整備につきましては、佐渡市町村合併協議会における例規整備の協議に基づき行ったところでございます。専決処分をした条例につきましては、合併前の各市町村間において施行されておりましたそれぞれ制度内容の異なるものにつきまして、市民サービスの低下を来さないよう調整を図り、市民の権利及び利益の保護、または権利の制限もしくは義務を課するため、合併時において即時施行が必要な条例を制定したものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度佐渡市一般会計暫定予算ほか13件の暫定予算）、本案は3月1日の新市発足に伴い、佐渡市の予算を編成する必要が生じたことから、旧市町村等の平成15年度における未収金及び未払金等について、一般会計、特別会計及び企業会計14件の暫定予算を編成し、3月1日付で市長職務執行者において専決処分を行ったものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合への加入）、本案は地方自治法第286条第1項の規定により、佐渡市が職員の退職手当の支給等事務の一部を共同処理し、効率

を図るため、平成16年3月1日から別紙の規約により新潟県市町村総合事務組合に加入することについて専決処分をしたものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第4号と議案第5号は関連した議案でありますので、一緒に説明させていただきます。議案第4号専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更）、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更）、本案は地方自治法第286条第1項の規定により、平成16年4月1日阿賀野市が新設されたことに伴い、新潟県市町村総合事務組合を構成する地方公共団体の数の増減及び規約の変更を行うことについて、それぞれ専決処分をしたものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（市町村合併に伴う佐渡土地開発公社定款の一部変更）、本案は公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、佐渡市設置に伴い、佐渡土地開発公社の定款について公社の名称や設立団体等の変更が必要となったため、専決処分をしたものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市指定金融機関の指定）、本案は佐渡市の設置に伴い、公金の収納または支払いの事務を取り扱わせるために置く金融機関の指定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものにつきまして、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。指定金融機関の指定につきましては、佐渡市町村合併協議会における協議に基づき収入役会議を設置し、合併前の各市町村の指定状況及び合併後における市民サービスの低下を来さない円滑な運営を図る観点からの検討報告を基本として、合併時において即時施行が必要な指定金融機関を指定したものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（字の名称変更）、本案は地方自治法第260条第1項の規定により、佐渡市の区域内の字の名称を変更し、平成16年3月1日から施行することについて専決処分したものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（両津市若者定住奨励事業に関する条例の一部を改正する条例）、合併前の両津市で行っていた若者定住奨励事業については、佐渡市において事業をそのまま継続するものと廃止するものがあるため、当該条例の一部を改正するものであります。主な内容改正は、1、若者結婚奨励事業、出産奨励事業及び住宅取得奨励事業以外の事業は、平成16年3月1日から廃止すること。2、若者結婚奨励事業、出産奨励事業については、平成16年4月1日から廃止すること。以上2点の改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例）、本案は平成16年度の地方税法の一部を改正する法律が去る3月26日可決成立し、同31日に法律第17号で公布されたことに伴い、佐渡市税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。今回の税改正は、将来のあるべき税制の構築に向けて、所得税から個人住民税への税源移譲を実施するまでの暫定措置としての所得譲与税の創設、個人住民税の見直しなど、課税自主権の拡大を講ずるためのものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条

例)、本案は平成16年度の地方税法の一部を改正する法律が去る3月26日可決成立し、同31日に法律第17号で公布されたことに伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。今回の税制改正は、長期譲渡所得から控除していた100万円特別控除が廃止されることに伴うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第12号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡海洋深層水ブランドの使用に関する条例）、本案は佐渡海洋深層水の4月1日からの分水にあわせ、同日から商標登録された佐渡海洋深層水ブランドマークについて、同日から使用できるようにするための条例を地方自治法第179条第1項の規定による専決処分をしたものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例）、本案は佐渡市の設置に伴い、国民健康保険税を運営する上において、必要な条例の制定について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものににつきまして、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるとでございます。この特例措置につきましては、佐渡市町村合併協議会の協定に基づき、佐渡市国民健康保険運営協議会において協議を行ったところでございます。合併前の関係市町村相互の間において、賦課に関し著しい不均衡があるため、または合併により継承した財産に著しい差異があることにより、課税の均衡を欠くと認められます。よって、これらを緩和するため、市町村の合併に関する法律の規定に基づき条例を制定したものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例）、本案は平成16年4月1日から家電リサイクル法施行令の一部が改正されることに伴い、佐渡市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正をすることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものにつきまして、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるとでございます。今回の改正は、特定家庭用機器廃棄物について、その適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、電気冷蔵庫を特定家庭用機器に加えるとともに、フロン類対策の強化を図る観点から、その再商品化の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切である事項を拡充するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第15号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例）、本案は生徒数の減少等により、平成16年3月31日をもって深浦中学校を廃止し、小木中学校に統合することに伴い、佐渡市立学校設置条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会が成立していないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。よろしくご承認のほどお願いいたします。

議案第16号と議案第17号は関連した議案でありますので、一緒に説明させていただきます。議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（畑野町ゲートボール場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）、議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市畑野ゲートボール場条例）、本案は畑野ゲートボール場について、介護予防拠点整備補助事業により屋根、便所等の整備がなされたことにより、利用者も多く、利用回数も増加しています。つきましては、従来畑野区へ管理委託をしていたものを変更し、佐渡市直営の施設として管理するため、佐渡市畑野ゲートボール場条例の設置及び畑野町ゲ-

トボール場の設置及び管理に関する条例の一部改正について専決処分をしたものでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第18号から議案第20号までは関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（両津市長等の退職手当に関する条例を廃止する条例）、議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（両津市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例）、議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（両津市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例）、以上3議案は旧両津市特別職が市町村合併により失職及び旧両津市職員のうち定年等で市町村合併前に退職した者の退職手当の支給のため、この条例を暫定施行させたものであります。このたび退職手当の支給が完了し、条例の目的を達成したため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度佐渡市一般会計暫定補正予算 第1号）、本案は3月1日付で専決処分した佐渡市一般会計暫定予算に合併市町村補助金の事業採択があったことにより、庁舎の周辺整備経費及び庁用車購入費を措置する必要があるため、補正予算を編成し、3月19日付で市長職務執行者において専決処分を行ったものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度佐渡市一般会計暫定補正予算 第2号ほか7件の暫定補正予算）、本案は専決処分した佐渡市一般会計暫定予算ほか7件の暫定予算について、各課で内容を精査し、予算の過不足が予想される部分について、補正予算を編成し、3月30日付で市長職務執行者において専決処分を行ったものでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計暫定予算及び平成15年度佐渡市真野財産区特別会計暫定予算）、本案は3月1日の佐渡市発足後において、旧松ヶ崎財産区特別会計及び旧真野財産区特別会計において、余剰金等の発生が想定されたことから、予算編成する必要が生じ、3月30日付で市長職務執行者において専決処分を行ったものでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度佐渡市一般会計暫定予算ほか12件の暫定予算）、本案は地方自治法施行令第2条の規定に基づき、佐渡市の各会計予算が成立するまでの間に必要と見込まれる収支について、暫定予算を編成し、4月1日付で市長職務執行者において専決処分を行ったものでございます。暫定予算の期間は、平成16年4月1日から同年6月30日までの3カ月間を原則として編成したものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りいたします。

本日の会議はその程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて散会することに決定いたしました。

午後10時07分 散会